

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	母子保健法に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

みやこ町は、母子保健法に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

福岡県みやこ町長

公表日

令和7年1月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健法に関する事務
②事務の概要	母子保健法に基づき、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、その他の事務を行う。特定個人情報は、以下の事務で利用する。 ①保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨 ②新生児の訪問指導 ③健康診査の実施若しくは健康診査を受けることの勧奨 ④妊娠の届出の受理又は届出の事実についての審査 ⑤母子健康手帳の交付 ⑥低体重児の届出の受理又は届出の事実についての審査 ⑦未熟児の訪問指導 ⑧サービス検索・電子申請機能
③システムの名称	1. 健康管理システム(健康かるて) 2. 統合宛名システム(MICJET番号連携サーバ) 3. 中間サーバー 4. サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
母子健康手帳交付台帳ファイル、統合宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項別表70の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、48、71、80、95、112、125、161の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表95の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子育て・健康支援課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	みやこ町役場 総務課 福岡県京都郡みやこ町勝山上田960番地
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	みやこ町役場 子育て・健康支援課 福岡県京都郡みやこ町勝山上田960番地 電話:0930-32-2725

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報または住所を含む3情報による照会を行うことを遵守している。 また、下の局面で特定個人情報の取り扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄 等	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・情報提供ネットワークシステムを通じて利用できる事務へのアクセス権限を担当職員のみを設定し、ログイン時には生体認証を含む二要素認証を用いなければアクセスできない。 ・書類保管については、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の事務を行う。特定個人情報とは、以下の事務で利用する。 ①保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨 ②新生児の訪問指導 ③健康診査の実施若しくは健康診査を受けることの勧奨 ④妊娠の届出の受理又は届出の事実についての審査 ⑤母子健康手帳の交付 ⑥低体重児の届出の受理又は届出の事実についての審査 ⑦未熟児の訪問指導 ⑧養育医療の給付又は費用の徴収に関する事務	母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、その他の事務を行う。特定個人情報は、以下の事務で利用する。 ①保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨 ②新生児の訪問指導 ③健康診査の実施若しくは健康診査を受けることの勧奨 ④妊娠の届出の受理又は届出の事実についての審査 ⑤母子健康手帳の交付 ⑥低体重児の届出の受理又は届出の事実についての審査 ⑦未熟児の訪問指導	事後	
令和1年6月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 健康管理システム(LaLaLa保健婦さん) 2. 統合宛名システム(MICJET番号連携サーバ) 3. 中間サーバー	1. 健康管理システム(健康かるて) 2. 統合宛名システム(MICJET番号連携サーバ) 3. 中間サーバー	事後	
令和1年6月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康づくり課	子育て・健康支援課	事後	
令和1年6月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①所属長	健康づくり課長 荒巻 誠	課長	事後	
令和1年6月27日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	郵便番号824-0892総務課 行政・改革推進係 所在地:福岡県京都郡みやこ町勝山上田960番地 電話:0930-32-2511ファックス:0930-32-4563 E-mail:soumu@town.miyako.lg.jp	みやこ町役場総合行政委員会事務局 福岡県京都郡みやこ町勝山上田960番地 電話番号 0930-32-6004	事後	
令和1年6月27日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ 連絡先	郵便番号824-0892総務課 行政・改革推進係 所在地:福岡県京都郡みやこ町勝山上田960番地 電話:0930-32-2511ファックス:0930-32-4563 E-mail:soumu@town.miyako.lg.jp	みやこ町役場子育て・健康支援課 福岡県京都郡みやこ町勝山上田960番地 電話番号 0930-32-2725	事後	
令和1年6月27日	IV リスク対策		様式変更に伴う追加	事前	
令和6年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、その他の事務を行う。特定個人情報は、以下の事務で利用する。 ①保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨 ②新生児の訪問指導 ③健康診査の実施若しくは健康診査を受けることの勧奨 ④妊娠の届出の受理又は届出の事実についての審査 ⑤母子健康手帳の交付 ⑥低体重児の届出の受理又は届出の事実についての審査 ⑦未熟児の訪問指導	母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、その他の事務を行う。特定個人情報は、以下の事務で利用する。 ①保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨 ②新生児の訪問指導 ③健康診査の実施若しくは健康診査を受けることの勧奨 ④妊娠の届出の受理又は届出の事実についての審査 ⑤母子健康手帳の交付 ⑥低体重児の届出の受理又は届出の事実についての審査 ⑦未熟児の訪問指導 ⑧サービス検索・電子申請機能	事後	
令和6年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 健康管理システム(健康かるて) 2. 統合宛名システム(MICJET番号連携サーバ) 3. 中間サーバー	1. 健康管理システム(健康かるて) 2. 統合宛名システム(MICJET番号連携サーバ) 3. 中間サーバー 4. サービス検索・電子申請機能	事後	
令和6年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】照会なし【情報提供の根拠】番号法第19条第7号、別表第二項番56の2	【情報照会の根拠】照会なし【情報提供の根拠】番号法第19条第7号、別表第二項番56の2、69の2	事後	
令和6年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	みやこ町役場総合行政委員会事務局 福岡県京都郡みやこ町勝山上田960番地 電話番号 0930-32-6004	みやこ町役場総務課 福岡県京都郡みやこ町勝山上田960番地 電話番号 0930-32-2511	事前	
令和6年4月1日	II しいい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計測か	令和1年6月18日時点	令和6年3月1日時点	事後	
令和6年4月1日	II しいい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計測か	令和1年6月18日時点	令和6年3月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 法律上の根拠	母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、その他の事務を行う。特定個人情報とは、以下の事務で利用する。 ①保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨 ②新生児の訪問指導 ③健康診査の実施若しくは健康診査を受けることの勧奨 ④妊娠の届出の受理又は届出の事実についての審査 ⑤母子健康手帳の交付 ⑥低体重児の届出の受理又は届出の事実についての審査 ⑦未熟児の訪問指導 ⑧サービス検索・電子申請機能	母子保健法に基づき、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、その他の事務を行う。特定個人情報は、以下の事務で利用する。 ①保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨 ②新生児の訪問指導 ③健康診査の実施若しくは健康診査を受けることの勧奨 ④妊娠の届出の受理又は届出の事実についての審査 ⑤母子健康手帳の交付 ⑥低体重児の届出の受理又は届出の事実についての審査 ⑦未熟児の訪問指導 ⑧サービス検索・電子申請機能	事後	
令和7年1月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法律上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(以下「番号法」という。)(平成25年5月31日法律第27号)番号法第9条第1項、別表第一項番49	番号法第9条第1項別表70の項	事後	番号法等改正による変更
令和7年1月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】照会なし【情報提供の根拠】番号法第19条第7号、別表第二項番56の2、69の2	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、48、71、80、95、112、125、161の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表95の項	事後	番号法等改正による変更
令和7年1月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	子育て・健康支援課長	課長	事後	
令和7年1月28日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	みやこ町役場総務課 福岡県京都郡みやこ町勝山上田960番地 電話番号0930-32-2511	みやこ町役場 総務課 福岡県京都郡みやこ町勝山上田960番地	事後	
令和7年1月28日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	みやこ町役場子育て・健康支援課 福岡県京都郡みやこ町勝山上田960番地 電話番号 0930-32-2725	みやこ町役場 子育て・健康支援課 福岡県京都郡みやこ町勝山上田960番地 電話:0930-32-2725	事後	
令和7年1月28日	I 関連情報 9. 規則第9条第2項の適用	—	様式変更に伴う追加	事後	様式改正による変更
令和7年1月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計測か	令和6年3月1日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	時点修正
令和7年1月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計測か	令和6年3月1日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	時点修正
令和7年1月28日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	—	様式変更に伴う追加	事後	様式改正による変更
令和7年1月28日	V リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	様式変更に伴う追加	事後	様式改正による変更